

岡山県土木部発注建設工事における三者会議実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県土木部が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点を施工者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を図ることを目的として実施する三者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 業務委託による設計成果を有する工事で、以下に該当する工事を対象とする。

- (1) 重要構造物（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）を含む工事
- (2) 上記以外の工事で、発注者が必要と認める工事

(会議の構成員)

第3条 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：工務課長及び監督職員等
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者等
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（必要に応じ測量、地質調査、調査・計画業務を含む）を実施した受託者の主任技術者、担当技術者、または設計・施工条件等を説明できる者。

(設計者への三者会議の開催に係る工事情報の提供)

第4条 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、三者会議の対象とすること及び工事発注時期等の情報を提供するものとする。

(開催の事前通知)

第5条 発注者は、設計者の参加の同意が得られた場合、当該工事の発注に際して特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明記する。

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者及びその設計を担当した設計者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行うことにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とした「三者会議」を開催する工事である。

なお、「三者会議」は、「岡山県土木部発注工事における三者会議実施要領」に基づき実施するものとする。

受注者は、工事請負契約締結後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に書面で報告するものとする。

- 2 発注者は、三者会議の対象としない工事の発注に際して特記仕様書に以下の内容を記載する。

本工事は、「三者会議」の開催を予定していないが、「三者会議」の開催が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

（三者会議の実施）

第6条 三者会議は、以下により実施することとする。

（1）開催時期

三者会議は工事着手前の施工計画書の提出前に開催するものとする。

なお、施工条件の変化等の問題が発生した場合には、三者の協議により複数回開催することができることとする。

（2）三者会議の開催

イ 施工者は、工事請負契約締結後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を書面で監督員に報告するものとする。

ロ 発注者は、施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について、内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。

ハ 発注者は、開催時期を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知するものとする。

ニ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図や施工上の留意点を説明するとともに設計成果に関する質問に書面で回答するものとする。

ホ 発注者は三者会議での協議確認事項をまとめ、関係者相互の確認を受けらるものとする。

(費用の負担)

第7条 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

- (1) 打ち合わせに含まれるため、施工者に対する費用は計上しない。
- (2) 設計者に対する費用は、発注者と設計者が契約を締結して支払うものとし、次のとおり算定する。
 - イ 打合せ：主任技師 0.5人/回、技師A 0.5人/回を標準とする。
 - ロ 交通費：業務関係積算基準及び標準歩掛（岡山県土木部）による。
 - ハ 間接原価及び一般管理費等：業務関係積算基準及び標準歩掛（岡山県土木部）による。
 - ニ その他：追加資料の作成が必要な場合は、所要額を適宜計上する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に請負契約を締結した工事については、工事受注者及び設計者との協議の上、三者会議を実施することができる。